

しなければならない  
と義務づけられて  
いる。湯沢町ではそれが  
まだ行なわれていな  
いが、なぜか。

**問** 每年の借金返済部分が一般財源として交付される交付金とは別枠で交付されるのではないとすれば、「交付税で面倒を見てもらえる」

円程減るだろう。次の年はさらに6千万円減る。その次の年は1億3千万円程減る。出る方は他の支出は変わらないとしても、町は借金をするのでその分の支出は増え

ということは湯沢町の需要額が6100万円増えるという事だ。そして収入額は減るから、この差額部分は普通交付税として湯沢町が頂けるという事になる。



# 佐藤守正

答  
【教育長】平成21年

提出した経緯はある。その後は通常業務の多忙化等の要因で行なつていなかつた。新年度から取り組みたい。

## 学校建築費の起債 (借金)部分について

毎月1回の定例会として開かれている教育委員会の会議。その開催をどのようにして町民に告知しているのか。また過去二年間の傍聴者は何人か。

**答** 【教育長】毎月最終日曜日に発行される「広報ゆざわ」の紙面で開催日を知らせていく。平成23年度一年間の傍聴者数は4名だった。

**問** 学校建築費の47億円のうち20億円（利子を加えると24億）は借金である。「借金の58%は交付税で面倒を見てもらえるので、町の実質負担は少なくて済む」と執行部は説明しているが、この借金返済に充てる交付金は、その他の一般財源として交付される交付金とは別枠で交付されるのか。

**答** 一般財源として受け取り、それは何にでも充当して使う事ができる。

**答** 【総務課長】来年度以降の町税の見込は、今年は収入が7千万

借金の58%は国が町に賛わって払ってくれるから楽なお金だ、というような説明は町民を惑わすものだと言わねばならない。

**答** 【**総務課長**】 6100万円  
は、基準財政需要額の中に入る。

交付税指置をされる61  
00万円は、基準財政需要額  
の中に計算してやるという  
だけの話で、結局、町の負担  
は毎年1億600万円では  
ないか。」

しかしこれでは、毎年の  
い。

返済は4500万円で済む  
のだから、軽い借金だと誤解  
させる説明である。

交付額は基準財政需要額と基準財政収入額の差額だから、湯沢町のようにぎりぎりの所で交付団体になる町では、交付額はそう多くはない。

差額分のお金は交付税として支  
られる事になる。

**問** しかし58%の6100万円が国から下りてくるわけではなく、1億600万円は毎年町が支払っていかなければならぬという事実は変わりがない。

い。  
原への支出など基準財政需  
要額には算入されてない支  
出もたくさんある。そういう  
中での24億円の借財は、こ  
れからの湯沢の財政の中で  
重い負担になるという事を  
率直に町民に説明してほし

問「地方教育行政の組織および運営に関する法律」は、教育委員会に対し、毎年、その年の活動を自己評価して報告書を作成し、議会に提出するとともに住民に公表

教育委員会に対し、毎年、その年の活動を自己評価して報告書を作成し、議会に提出するとともに住民に公表